

○厚生労働省令第六十四号

消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二百号）第三十一条の九第一項及び第二項の規定に基づき、消費生活協同組合法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年六月四日

厚生労働大臣 福岡 資麿

消費生活協同組合法施行規則の一部を改正する省令

消費生活協同組合法施行規則（昭和二十三年大蔵省令、法務府令、厚生省令、農林省令第一号）の一部を
次の表のよう改正する。

(傍線部分は改正部分)

		改 正 後	改 正 前
		(資産の部の区分)	
		第八十一条 (略)	第八十一条 (略)
2	(略)	3 次の各号に掲げる資産は、当該各号に定めるものに属するものとする。	3 次の各号に掲げる資産は、当該各号に定めるものに属するものとする。
2	(略)	一～三 (略)	一～三 (略)
4	四 次に掲げる資産 その他固定資産 イ～ホ (略)	四 次に掲げる資産 その他固定資産 イ～ホ (略)	四 次に掲げる資産 その他固定資産 イ～ホ (略)
4	ヘ 繰延税金資産 (税効果会計 (貸借対照表に計上されている資産及び負債の金額と課税所得の計算の結果算定された資産及び負債の金額との間に差異がある場合において、当該差異に係る法人税等 (法人税、地方法人税、住民税及び事業税) (利益に関連する金額を課税標準として課される事業税をいう。) をいう。以下同じ。) の金額を適切に期間配分することにより、税引前当期剩余金の金額と法人税等の金額を合理的に対応させるための会計処理をいう。以下同じ。) の適用により資産として計上される金額をいう。以下同じ。) ト (略)	ヘ 繰延税金資産 (税効果会計 (貸借対照表に計上されている資産及び負債の金額と課税所得の計算の結果算定された資産及び負債の金額との間に差異がある場合において、当該差異に係る法人税等 (法人税、住民税及び事業税 (利益に関連する金額を課税標準として課される事業税をいう。) をいう。以下同じ。) の金額を適切に期間配分することにより、税引前当期剩余金の金額と法人税等の金額を合理的に対応させるための会計処理をいう。以下同じ。) の適用により資産として計上される金額をいう。以下同じ。) ト (略)	ヘ 繰延税金資産 (税効果会計 (貸借対照表に計上されている資産及び負債の金額と課税所得の計算の結果算定された資産及び負債の金額との間に差異がある場合において、当該差異に係る法人税等 (法人税、住民税及び事業税 (利益に関連する金額を課税標準として課される事業税をいう。) をいう。以下同じ。) の金額を適切に期間配分することにより、税引前当期剩余金の金額と法人税等の金額を合理的に対応させるための会計処理をいう。以下同じ。) の適用により資産として計上される金額をいう。以下同じ。) ト (略)
4	五 (略)	五 (略)	五 (略)
2	(負債の部の区分) 第八十二条 (略)	(負債の部の区分) 第八十二条 (略)	(負債の部の区分) 第八十二条 (略)
2	次に掲げる負債は、当該各号に定めるものに属するものとする。 イ～ホ (略)	次に掲げる負債は、当該各号に定めるものに属するものとする。 イ～ホ (略)	次に掲げる負債は、当該各号に定めるものに属するものとする。 イ～ホ (略)
1	一次に掲げる負債 流動負債	一次に掲げる負債 流動負債	一次に掲げる負債 流動負債

へ 未払法人税等（法人税等の未払額をいう。次号二において同じ。）（一年内に支払の期限が到来しないと認められるもの）

トゞヲ （略）

二 次に掲げる負債 固定負債

イヽハ （略）

二 長期未払法人税等（未払法人税等のうち、一年内に支払の期限が到来しないと認められるものをいう。）

ホヽチ （略）

（税等）

第九十九条 （略）

第九十九条 （新設）

ニヽト （略）

（税等）

3 | 前項の規定にかかるわらず、国際最低課税額（法人税法（昭和四十一年法律第三十四号）第八十二条の二第一項に規定する国際最低課税額をいう。）に対する法人税その他当該国際最低課税額に関する金額を課税標準として課される租税（以下「国際最低課税額に対する法人税等」という。）の金額がある場合における損益計算書には、当該事業年度に係る国際最低課税額に対する法人税等の金額を、前項第一号に掲げる項目の次に、その内容を示す名称を付した項目（次項及び次条第一項第三号において「国際最低課税額項目」という。）をもつて表示することができる。

4 | 法人税等の更正、決定等による納付税額又は還付税額がある場合には、第一項第一号に掲げる項目（前項の規定により国際最低課税額項目をもつて国際最低課税額に対する法人税等の金額を表示する場合は、国際最低課税額項目）の次に、その内容を示す名称を付した項目をもつて表示するものとする。ただし、これらの金額の重要な性が乏しい場合は、同号に掲げる項目の金額に含めて表示することができる。

（当期剩余金又は当期損失金）

第一百条 第一号及び第二号に掲げる額の合計額から第三号及び第四

へ 未払法人税等（法人税等の未払額をいう。）

トゞヲ （略）

二 次に掲げる負債 固定負債

イヽハ （新設）

二 次に掲げる負債 固定負債

トゞヲ （略）

（税等）

第九十九条

2 | 法人税等の更正、決定等による納付税額又は還付税額がある場合には、前項第一号に掲げる項目の次に、その内容を示す名称を付した項目をもつて表示するものとする。ただし、これらの金額の重要な性が乏しい場合は、同号に掲げる項目の金額に含めて表示することができる。

（当期剩余金又は当期損失金）

第一百条 第一号及び第二号に掲げる額の合計額から第三号及び第四

号に掲げる額の合計額を減じて得た額（以下「当期損益金額」という。）は、当期剰余金として表示しなければならない。

一 （略）

二 前条第三項に規定する場合（同項ただし書の場合を除く。）において、還付税額があるときは、当該還付税額

三 前条第一項各号に掲げる項目の金額（同条第二項の規定により当該事業年度に係る国際最低課税額に対する法人税等の金額を国際最低課税額項目をもつて表示したときには、当該金額を含む。）

四 前条第三項に規定する場合（同項ただし書の場合を除く。）において、納付税額があるときは、当該納付税額

2 (略)

（注記の区分）

第一百九条 注記は、次に掲げる項目に区分して表示しなければならない。

一 (略)

十六の二 国際最低課税額に対する法人税等に関する注記

十七 （略）

2 （略）

（国際最低課税額に対する法人税等に関する注記）

第一百二十条の三 個別注記における国際最低課税額に対する法人税等に関する注記は、第九十九条第一項第一号に掲げる項目の金額に当該事業年度に係る国際最低課税額に対する法人税等の金額（重要性の乏しいものを除く。）を含めて表示する場合における当該金額とする。

2 連結注記における国際最低課税額に対する法人税等に関する注記は、第九十九条第一項第一号に掲げる項目の金額に当該連結会計年度に係る国際最低課税額に対する法人税等（重要なものに限る。）の金額を含めて表示する場合における当該金額とする。

号に掲げる額の合計額を減じて得た額（以下「当期損益金額」という。）は、当期剰余金として表示しなければならない。

一 （略）

二 前条第二項に規定する場合（同項ただし書の場合を除く。）において、還付税額があるときは、当該還付税額

三 前条第一項各号に掲げる項目の金額

四 前条第二項に規定する場合（同項ただし書の場合を除く。）において、納付税額があるときは、当該納付税額

2 (略)

（注記の区分）

第一百九条 注記は、次に掲げる項目に区分して表示しなければならない。

一 (略)

十六 （新設）

十七 （略）

2 （略）

（新設）

[REDACTED]

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令による改正後の消費生活協同組合法施行規則の規定は、決算関係書類及び連結決算関係書類については、令和六年四月一日以後開始する事業年度に係るものについて適用し、同日前に開始する事業年度に係るものについては、なお従前の例による。